

7. 区域施策編の推進及び進行管理

区域施策編の推進及び進行管理は、第2次守谷市環境基本計画に準じて次のとおり実施します。

7.1 推進体制

区域施策編を推進するに当たっては、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携のもとに、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

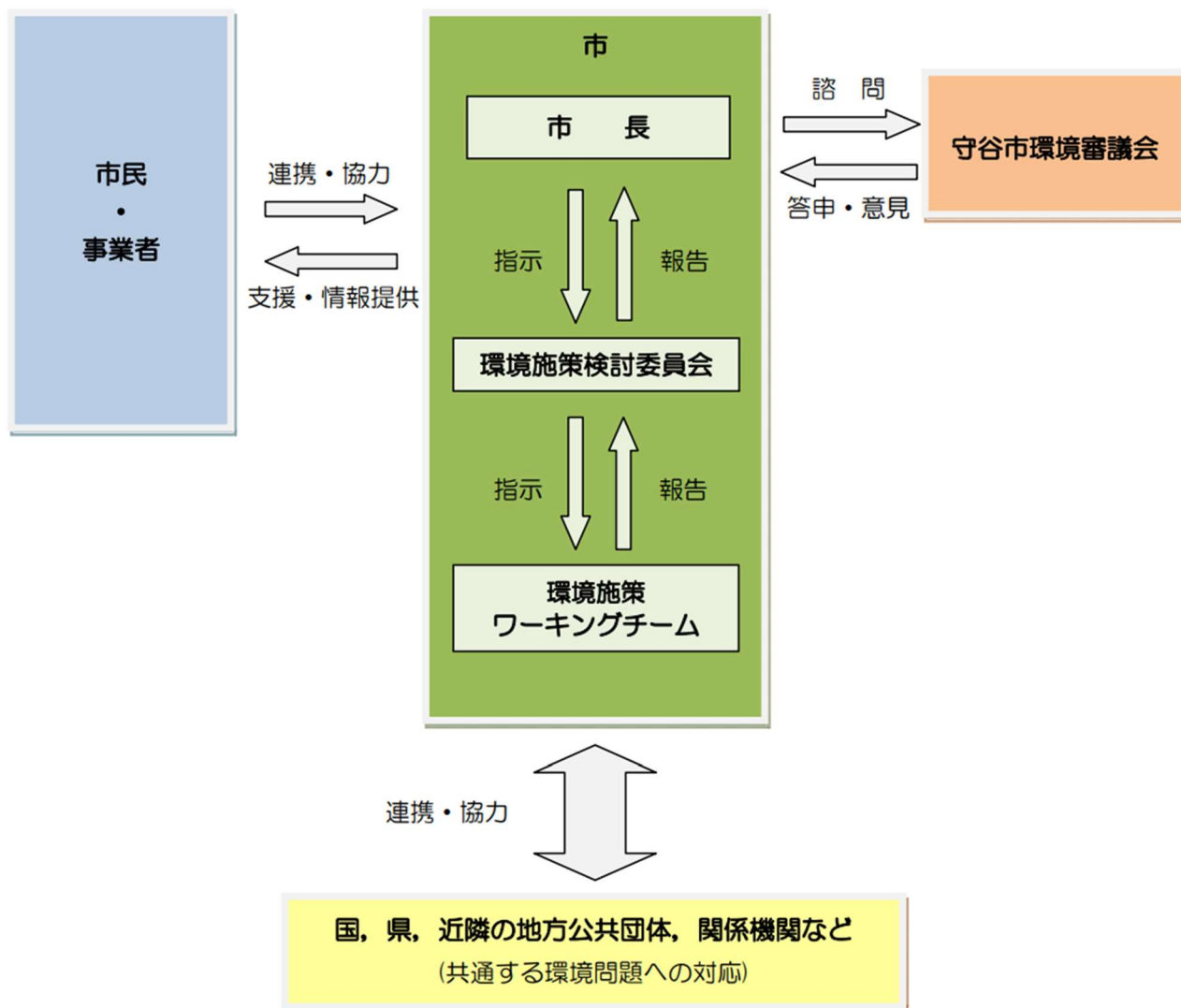


図 7-1 計画の推進体制

7.2 進行管理

計画の着実な推進を図るため、本計画では施策や取組の進捗状況を定期的に点検・評価し、計画を継続的に見直すことを目的として、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のPDCA サイクルを導入します。

また、計画の推進に当たっては、市民の総意と協働が不可欠なものであると考え、施策の具体的な取組状況等の情報を広報紙やホームページ等で発信し、可能なところから取組を積み上げていきます。

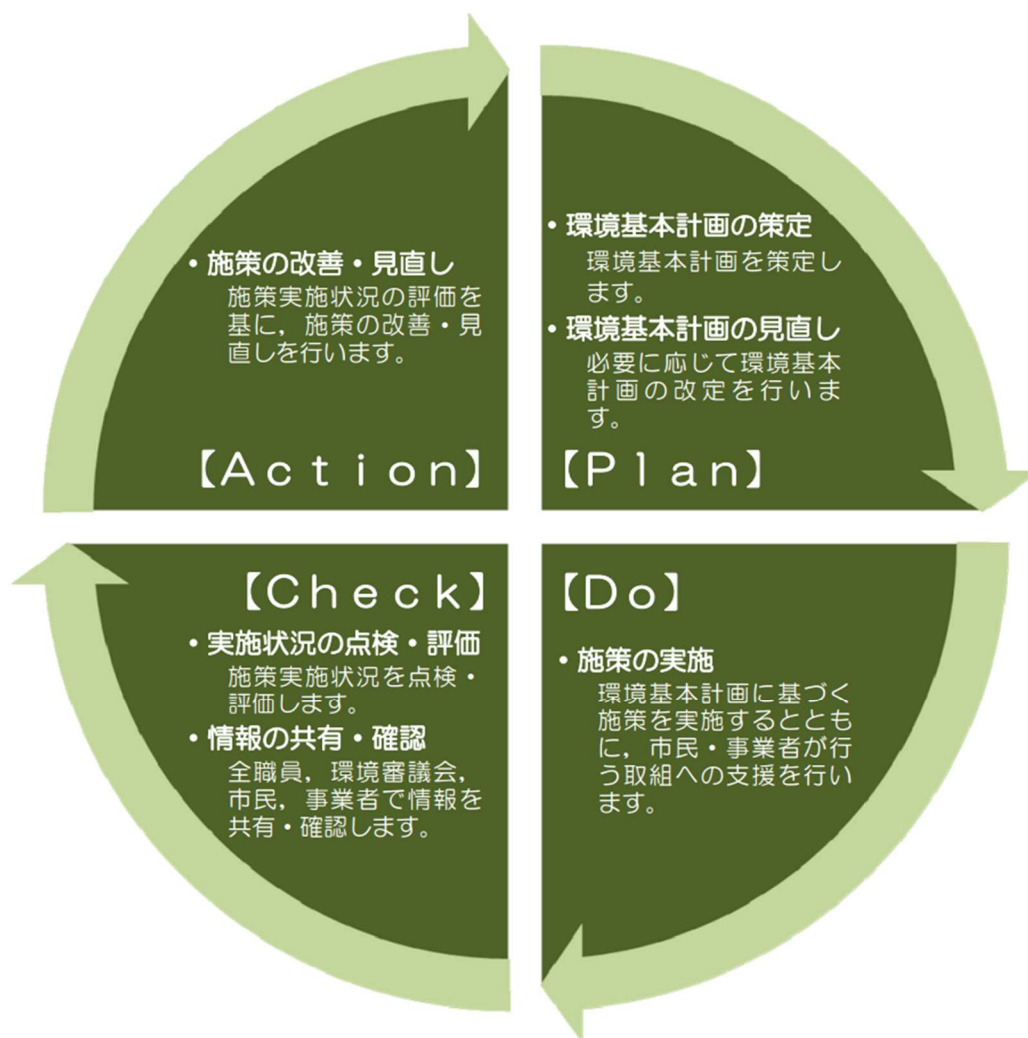


図 7-2 計画の進行管理方法